

006GCI28

941445

第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)

変更報告書 No.4

【根拠条文】

法第27条の 25 第1項

【提出先】

関東 財務局長

【氏名又は名称】(3)

春木・澤井・井上法律事務所 弁護士 北田 友宏

【住所又は本店所在地】(3)

東京都千代田区一番町25ダイヤメントプラザビル4階

【報告義務発生日】(4)

平成18年2月1日

【提出日】

平成18年2月6日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1名

【提出形態】(5)

その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社ウェザーニューズ
会社コード	4825
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区芝三丁目1番14号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ジェイエスアンドエスホールディングスINC(JS&S Holdings, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国デラウェア州 19963 ミルフォードーハリントン ハイウェイ
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和59年4月30日
代表者氏名	ジェイムズ・スラモン
代表者役職	最高財務担当役員 副社長
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	キャセイパシフィック航空会社日本支店 デイン チェン
電話番号	03-5159-1661

(2)【保有目的】(9)

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	874,500		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券バックワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M 874,500	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 874,500		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 2 月 1 日現在)	S 11,844,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	7.38%
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	8.49%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価(\)
平成 18 年 1 月 11 日	株券	28,700株	処分	
平成 18 年 1 月 12 日	株券	37,700株	処分	
平成 18 年 1 月 13 日	株券	18,000株	処分	
平成 18 年 1 月 16 日	株券	32,000株	処分	
平成 18 年 1 月 17 日	株券	36,100株	処分	
平成 18 年 1 月 18 日	株券	34,400株	処分	
平成 18 年 1 月 19 日	株券	35,000株	処分	
平成 18 年 1 月 20 日	株券	20,900株	処分	
平成 18 年 1 月 23 日	株券	37,000株	処分	
平成 18 年 1 月 24 日	株券	15,900株	処分	
平成 18 年 1 月 25 日	株券	20,300株	処分	
平成 18 年 1 月 26 日	株券	13,600株	処分	
平成 18 年 1 月 27 日	株券	26,000株	処分	
平成 18 年 1 月 30 日	株券	26,600株	処分	
平成 18 年 1 月 31 日	株券	15,000株	処分	
平成 18 年 2 月 1 日	株券	13,300株	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当なし。

JS&S HOLDINGS, INC.

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL BY THESE PRESENTS that JS&S HOLDINGS, INC., a corporation organized and existing under the laws of Delaware, USA, having its principal place of business at Milford-Harrington Hwy., Milford, DE 19963 (the "Company"), does hereby appoint Mr. Hideshige Haruki, Mr. Nobuhiro Funakushi and Mr. Tomohiro Kitada, attorneys of the Haruki, Sawai & Inoue law office, 4th Floor, Diamond Plaza Bldg., 25 Ichiban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as attorneys-in-fact in Japan of the Company, with full power of substitution, for the purpose of filling a Change Report (including any Amendments thereto) on significant changes in matters described in the Substantial Shareholding Report relating to the possession of shares by the Company in WEATHERNEWS INC. with the Director of the Kanto Local Financial Bureau of Japan pursuant to Article 27-25 of the Securities and Exchange Law (Law No. 25 of 1948, as amended), and does hereby authorize and empower each of them to represent the Company in any and all other acts relating to the filing.

In witness whereof, the Company has caused this Power of Attorney to be executed on January 20, 2006.

JS&S Holdings, Inc.

By: 

James Slamon

Vice President & Chief Financial Officer

〔訳文〕

ジェイエスアンドエスホールディングスインク
委 任 状

アメリカ合衆国デラウェア法のもとに設立され且つ現在存続する、アメリカ合衆国デラウェア州 19963 ミルフォード、ミルフォード-ハリントン ハイウェイに本店を有する下記の会社（以下「当社」という。）は、ここに日本国東京都千代田区一番町 25 番地ダイヤモンドプラザビル 4 階所在の春木・澤井・井上法律事務所弁護士春木英成、舟申信寛及び北田友宏を、証券取引法（昭和 23 年法 25 号）第 27 条の 25 の規定に従い、株式会社ウェザーニューズの株式保有に関する大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更に係る変更報告書（その訂正報告書を含む。）を日本国関東財務局長に提出するため、当社の日本国における代理人と定め、且つそれぞれに対して当該報告書の提出に関するその他一切の行為につき当社を代理する権限を付与する。

上記の証として 2006 年 1 月 20 日、当社は本委任状に署名する。

ジェイエスアンドエスホールディングスインク

(署名)

ジェイムス・スラムモン
最高財務担当役員副社長